

## ●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年10月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 高 田 良 徳  
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 時間外診療における医療費預り金について、預り金整理簿に払出しの記帳をしていないものがあつたので、正確に記帳するとともに、日々現金有高と預り金整理簿の残高を突合する必要がある。また、時間外診療における医療費預り金管理要領に規定する期限を越えて現金を保管していた。（白鳥病院）</p> <p>(イ) 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上するよう各病院を指導する必要がある。（県立病院課）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、支給の対象外とすべき利用に対し手当を支給していた。（中央病院）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 預り金整理簿に払出しの記帳ができていなかつたものについて記帳したうえで、今後は日々現金有高と預り金整理簿の残高を複数人で確認することとした。</p> <p>また、時間外診療における医療費預り金管理要領に規定する期限を越えて保管していた現金について、令和元年7月に預金口座に振り替えた。今後は、毎月末、保管期限を超える預り金がないか確認することとする。</p> <p>(イ) 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上するよう各病院を指導した。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 支給対象外とすべき利用に係る通勤手当について、令和元年7月給与及び8月給与の減額調整により返納させた。さらに、該当職員に対し、高速道路利用に係る通勤手当の申請方法について指導を行うとともに、給与担当職員及び決裁権者における申請内容の確認を徹底するようにした。</p>

(イ) 超過勤務手当について、支給額に誤りがあった。(中央病院)	(イ) 支給額が不足していた職員については令和元年7月給与で追加支給し、支給額が過大になっていた嘱託職員については7月報酬において減額調整による返納をさせた。また、該当職員に対し、超過勤務実績の入力漏れがないよう指導し、任命権者による承認時及び給与担当者の支給前の確認を徹底するようにした。
(ウ) 自家用車での出張において、おおむね通勤経路を通行していないにもかかわらず、通勤調整をしていた。(中央病院)	(ウ) 旅費の再計算を行い、6月末に差額分を追加支給した。また、旅費計算担当者に指導を行うとともに、決裁時に通勤調整内容の確認を徹底するようにした。
(エ) 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の報酬について、欠勤時の額の算定に誤りがあった。(中央病院)	(エ) 該当する職員について、令和元年7月報酬において減額調整により返納・追加支給をした。また、退職した職員については、納付書により返納させた。 平成31年4月分からは、報酬を支出する際の起案に、電子休暇簿を元に作成した該当者一覧を添付し、欠勤時の額の算定について、複数の者が確認を行っている。
(オ) 嘱託職員の報酬加算について、支給対象日数を誤り、過大に支給しているものがあった。(中央病院)	(オ) 該当する職員について、令和元年7月報酬において減額調整により返納させた。また、退職した職員については、納付書により返納させた。報酬事務担当者には、出勤簿との突合を徹底するよう指導した。
(カ) 前年度指導していたにもかかわらず、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(白鳥病院)	(カ) 支給できていなかった一部の旅費を計算し、令和元年8月に本人口座に振り込んだ。前年度の指導を受け、旅費の支給前に複数人で確認することとしていたが、今後はさらに、旅費明細を発行し、受給者の確認を徹底することとする。

(キ) 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあつたので、返納させる必要がある。  
(白鳥病院)

(キ) 欠勤減額の計算誤りにより過支給となっていた報酬分については、令和元年8月報酬において減額調整により返納させた。